

- 2 受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
    - 一 第二百二十条の議事録（信託行為に第二百二十四条の別段の定めがない場合に限る。）又は第八十六条の受益権原簿を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
    - 二 第八十七条第一項又は第二百二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。
    - 三 第九十条第一項の規定に違反して、第八十六条の受益権原簿を備え置かなかったとき。
    - 四 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかったとき。
    - 五 第二百九条の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
  - 3 限定責任信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
    - 一 第九章第三節の規定による登記をすることを怠ったとき。
    - 二 第二百二十二条第二項の会計帳簿、同条第三項の貸借対照表又は同条第四項若しくは第七項の書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
    - 三 清算の結了を遅延させる目的で、第二百二十九条第一項の期間を不当に定めたとき。
    - 四 第二百三十条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
  - 4 会計監督人設置信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人又は信託監督人は、第二百五十条第三項の規定に違反して、会計監督人の選任の手続をすることを怠ったときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
    - 一 第二百一十八条第一項の規定に違反して、限定責任信託の名称中に限定責任信託という文字を用いなかった者
    - 二 第二百一十八条第二項の規定に違反して、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者
    - 三 第二百一十八条第三項の規定に違反して、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
  - 2 第三条第三号の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。
- (受益者の定めのない信託に関する経過措置)
- 3 受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。
  - 4 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

法務大臣 長勢 甚遠  
内閣総理大臣 安倍 晋三

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(旧信託法の一部改正)

第一条 信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

公益信託ニ関スル法律

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条 信託法（平成十八年法律第八号）第二百五十八条第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ（以下公益信託ト謂フ）ニ付テ八本法ノ定ムル所ニ依ル

第二条 信託法第二百五十八条第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テ八受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

公益信託ノ存続期間ニ付テ八信託法第二百五十九条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三条から第六十六条までを削る。

第六十七條を第三條とし、第六十八條を削る。

第六十九條第二項中「受託者」を「公益信託ノ受託者」に改め、同条を第四條とする。

第七十條中「条項ノ変更ヲ為ス」を「変更ヲ命ズル」に改め、同条に次の一項を加える。

公益信託ニ付テ八信託法第五十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十條を第五條とし、同条の次に次の一項を加える。

第六条 公益信託ニ付信託ノ変更（前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）又八信託ノ併合若八信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十一條を第七條とし、同条の次に次の一項を加える。

第八条 公益信託ニ付テ八信託法第二百五十八條第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限（次二掲グル裁判ニ関スルモノヲ除ク）ハ主務官庁ニ屬ス但シ同法第

五十八條第四項（同法第七十條）同法第七十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第百二十

八條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六十二條第四項（同法第二百九條第一項ニ於テ準

用スル場合ヲ含ム）、第六十三條第一項、第七十四條第二項及第百二十三條第四項二規定スル權

限ニ付テ八職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

一 信託法第五十條第一項ノ規定ニ依ル信託ノ變更ヲ命ズル裁判

二 信託法第六十六條第一項ノ規定ニ依ル信託ノ終了ヲ命ズル裁判、同法第六十九條第一項ノ規定ニ依ル保全処分ヲ命ズル裁判及同法第七十三條第一項ノ規定ニ依ル新受託者ノ選任ノ

裁判

三 信託法第八十條第一項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判

四 信託法第二百二十三條ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ命ズル裁判

五 信託法第二百三十條第二項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

第七十二條を削る。

第七十三條中「終了」を「ノ終了」に、信託財産ノ帰屬權利者ナキ」を「歸屬權利者ノ指定ニ関

スル定ナキトキ又八歸屬權利者力其ノ權利ヲ放棄シタル」に改め、同条を第九條とする。

第七十四條を第十條とし、第七十五條を第十一條とし、同条の次に次の一項を加える。

第七十四條を第十條とし、第七十五條を第十一條とし、同条の次に次の一項を加える。